

福祉文教委員会会議録

開閉日時 平成 25 年 6 月 20 日(木) 午前 10 時 00 分～午前 10 時 25 分
会 場 委員会室

1. 出席者

5 番 柴田耕一、 8 番 杉浦敏和、 9 番 北川広人、
10 番 鈴木勝彦、 12 番 内藤とし子、 14 番 内藤皓嗣、
16 番 小野田由紀子
オブザーバー 副議長

2. 欠席者

なし

3. 傍聴者

2 番 黒川美克、 3 番 柳沢英希、 4 番 浅岡保夫、
7 番 杉浦辰夫、 11 番 鷺見宗重、 13 番 磯貝正隆、
15 番 小嶋克文

4. 説明のため出席した者

市長、副市長、教育長、
企画部長、人事GL、地域政策GL、経営戦略GL、
福祉部長、福祉企画GL、地域福祉GL、介護保険GL、保健福祉GL、
こども未来部長、こども育成GL、文化スポーツGL、
学校経営（教育センター）GL、学校経営（教育センター）G主幹

5. 職務のため出席した者

議会事務局長、書記 2 名

6. 付議事項

- (1) 議案第36号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について
- (2) 議案第37号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第1回）
- (3) 陳情第2号 最低賃金の引き上げなど働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情

7. 会議経過

委員長挨拶

市長挨拶

委員長 去る6月17日の本会議におきまして、当委員会に付託となりました案件は、既に配布されております議案付託表のとおり、議案2件及び陳情1件であります。当委員会の議事は、議案付託表の順序により、逐次、進めてまいりたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、これより議案付託表の順序により会議を行います。次に、本委員会記録の署名委員の指名についてであります。本件については、委員長から御指名申し上げて御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、副委員長の柴田耕一委員を指名いたします。それでは、当局の方から説明を加えることがあれば、お願いいたします。

説（企画部） 特にございません。

《質 疑》

(1) 議案第36号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

問(16) 先回の総括でも質問が出ておりましたけれども、今回、厳しい社会経済状況ということと平成26年に普通交付税が、3,400万円ほど減収の見込みだということもありまして、6.5%から6%に引き下げるということで、一定の評価はいたします。それで、先回も質問が出ておりましたけれども、ちょっとメモを取り損ねましたので、近隣市のこの支給率、それから、県内で最も高い支給率と最も低い支給率について、伺います。

答(人事G) 近隣市の状況でございます。平成25年4月現在の状況でございますが、碧南市が、6%、刈谷市が、12%、安城市が、10%、知立市が、6.5%、愛知県が、6.5%となっております。県内ですね、最高の地域手当でございますが、県内の最高がですね、刈谷市が、12%ですね。最低は、0%というところがございます。

問(16) それでですね、今回、こういった引き下げをしましたけれども、ほかの、碧南市と合わせたということですけども、県内のほかの市の状況はどうなんでしょうか。引き下げたところが、あるのかどうか。

答(人事G) 平成25年4月現在の状況でございますが、碧南市が、6.5%から6%、東浦町さんが、3%から0%に引き下げたということ聞いております。

問(16) ちょっと理解しづらいのはですね、やはり、財政が豊かなところが、こういった給付の水準も高いということになっておりますけども、これの地域手当のこの制度の目的については、地域間の格差の調整を図るのが目的なのではないのかなというふうに思うんですけども、そこら辺はどうなんでしょうか。

答(人事G) 地域手当でございますが、民間の賃金水準を基礎としまして、地域ごとに給与水準の調整を図るための手当でございます。例えば、東京都のほうでございますが、1級地ということで、18%の地域手当が支給されているところでございます。各地域におきまして、先ほども刈谷市さんが12%とか、いろいろとその地域ですね、給与水準の調整をみまして決められている

ところでございます。

問（１２） 私も同じ、第３６号で質問いたします。今、大体出たんですが、少し以前に、人事院勧告の関係で、全国的に下げられたことがあるんですが、昨日、一昨日ですかね、武豊町が、地域手当ではありませんけれども、給与を下げるという話が否決されて、きょうの新聞を見ると阿久比町が、やはり給与を下げる話が否決されたというのが出ているんですが、こここのところずっと下げる話ばかりなんです、先に、人事院勧告で出されたときに全国的に見て、愛知県は低かったんですね。その中でも、高浜は低いということなんです、そういう面でも、給与水準の調整を図るための手当として出されているということから、私ども、これは認められないなと思っています。ですから、反対をいたします。

委員長 質問はよろしいですか。

問（１２） はい、いいです。いろいろ出ていますので、いいです。

委員長 はい。質疑ですので、質問を、よろしく願いいたします。ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第３６号の質疑を打ち切ります。

（２）議案第３７号 平成２５年度高浜市一般会計補正予算（第１回）

問（１２） 議案第３７号の歳出の３款、民生費の関係なんです、家庭児童相談事業の中で、印刷製本費と委託料が出ているんですが、先にも、一般質問でも出しましたが、以前の議会です、児童虐待の件ですが、高浜中学校で言葉の暴力があったというのを聞いているんですが、そういう虐待防止の委託というのは、どのようにやっていかれるのか、気づきの啓発だということをおっしゃいましたが、どのような内容をされていくのか、お示してください。

答（地域福祉Ｇ） まず、その啓発という部分では、今回、この啓発のリーフレットを全戸配布いたしまして、そういった、今、委員おっしゃられた、気づきの部分ですね。それと、気づいた場合に、通報をしていただくためのですね、

そういった内容等を盛り込んだ、市民の方の意識を啓発していただくためのリーフレットを全世帯配布するということでございます。また、研修につきましては、これは日本福祉大学のほうに委託をしまして、日本福祉大学のほうに、そういった児童虐待とかの専門家の先生等がみえますので、そういった方を講師にですね、昨年度、マニュアルを作成いたしました。そのフォローアップという研修を行うのと、あとは、事例を基にした早期対応を、適切な対応をですね、行えるような研修等を行っていく予定でございます。

委員長 内藤とし子委員、ページ数と質問項目を・・・

問（１２） ２１ページですね。児童虐待防止事業委託料の関係ですが、通報をするというようなお話ですが、そういう場合に、どこへ通報するのか。そういうのも書かれてはいると思うんですが、どういうふうになっているんでしょうか。

答（地域福祉G） 通報先といたしましては、二つございまして、一つは、刈谷児童相談センターですね。こちらのほうと、あとは市のほうという形になっておりますので、よろしく願いいたします。

問（１６） ２３ページ、１０款、１項、３目ですね。児童生徒健全育成事業ということで、委託料が６万円、計上されておりますけれども、この内容につきまして、具体的にお伺いします。

答（学校経営G 主幹） 「夢をはぐくむ あいち・ものづくり体験事業」委託料は、愛知県教育委員会の委託事業で、平成２３年度から始まりました。昨年度は、名古屋市を除き、各市町村５３校において実施され、今年度も減額されながら同様に事業計上されております。本事業の狙いは、体系的にキャリア教育を進めていく体験の一つとして位置づけられ、高学年、主に５、６年生の子どもたちが、ものづくりを直接体験するとともに、ものづくりの達人から仕事に対する心構え、努力していること、小学校で学んでほしいことなどの話を聞き、働くことや学ぶことへの基礎をつくることを目的としています。

問（１６） もう少し具体的に、これは何回ぐらいを予定してみえるのか。これ平成２３年度から始まって、いつぐらいまでずっと続けていく予定なのか。

答（学校経営G 主幹） 今、キャリア教育ということが、新しい学習指導要領でも取り上げられており、中学校からではなく小学校へも早めにキャリア教

育を進めていきたいということで、県としては、今後しばらく続けていくことを予想されるわけですが、ただ、予算のほうは年々減額されており、その中でやれることということを考えていくと、限られてくるのかなということをおもっております。

問（16） 大変いいことだと思いますので、続けて行っていただきたいなどというふうに思いますけど、これ対象人数はいったいこれ何人ぐらいでしょうか。

答（学校経営G 主幹） 今年度の高取小学校の計画をしているところでは、6年生の3学級、92人で、校歌を陶板に書き込んで、それを、また学校のどこかに焼いたものを、展示をしていくということで、計画をしておると聞いております。

問（16） 鬼師の講師の方と伺っておりますけども、どちらの、こういった方ですか。

答（学校経営G 主幹） 具体的には、どちらのというところまで聞いていないんですが、市内の鬼師さん、6人に依頼をする予定であると聞いております。

委員長 ほかに。

質 疑 な し

委員長 ほかに質疑もないようですので、議案第37号の質疑を打ち切ります。

（3）陳情第2号 最低賃金の引き上げなど働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情

意（16） この陳情第2号ですけれども、こちらの団体の方から、こう毎回、毎年、同じような陳情が出されております。いつも項目があまりにも多いので、もう少しテーマを、こう絞り込んでいただけるといいかなというふうに毎回感じておりますけれども、この中身を見させていただきますと、いくつか賛成できない内容があります。まずは、Ⅱの1、「政府が進めようとしている自治体職員の賃下げ強要に追随しないでください。」。これ、国の方針で職員の賃下げということですから、それなりの理由がありますので、国に準じて賃

下げすべきと考えております。それからその下の2ですけれども、「必要な人員を正規職員で確保してください。また、非正規職員の正規職員化をはかってください。」。これはですね、人件費が、こういったことをしますと一体どれほど膨らんでしまうのかということで、今の高浜市の財政では、とても難しいと思います。それから、Ⅲの3ですけれども、「職場体験などによる、生徒の自衛隊体験活動を行わないでください。」ということで、災害時には最も頼りになるのが自衛隊でございます。東北でも自衛隊の活躍ぶりは全国の方が感心したわけでございますので、高い評価がされております。これの文書を見ますと、この自衛隊そのものを否定するような中身ですので、理解しかねます。それから、Ⅳの5、「ナショナルミニマムを確立し、」ということから、「住民に身近な行政を後退させ、暮らしを破壊する道州制の導入は行わないでください。」ということですので、私どもは、道州制は、暮らしを破壊するものではなく、中央集権的な日本の統治機構を大きく変え、地域の潜在力を発揮するための新しい国の形を構築するもので、住民に身近な行政を後退させるということではなく、むしろ地域の状況に応じた自主的な政策立案などができるようになるというふうに理解しております。それから、Ⅳの6。それから、先ほど一緒ですね。それから、Ⅳの9、「学童保育指導員の常勤複数での積算、福利厚生費の予算化など、国庫補助の大幅増額を図り、また学童保育の最低基準を策定するようにしてください。」とありますけれども、高浜市の場合の児童クラブ、それからそれに加えて、放課後居場所事業も行っておりますけれども、何ら、問題はないと思います。これら以上のようなことから、この陳情第2号には、反対とさせていただきます。

意（12） 私は、賛成の立場で発言いたします。この陳情に、最初に出ています、最低賃金の引き上げなど働く者の権利を守り、生活の向上を図ってくださいというところに、時間額、1,000円以上というのがありますが、これは、今、日本ではワーキングプアと言われるような方たちが、184万人もふえて、富裕層が1.5倍もふえる一方だというようなことから、やはり中小企業などは、国が援助して面倒見なければいけません。自治体が雇用する職員については、やはり時間額が1,000円以上にして、生活の向上を図るようにならなければいけないと思いますし、それから、住民の暮らしを守り、安全、

安心の公務という公共サービスを充実してくださいというところなのですが、先ほども言いましたように、武豊町や阿久比町では、給与削減をしないでこの間ずっと給与削減がされていますので、しないで自治体職員の賃下げをしないようにしてほしいという、この陳情には、賛成をいたします。

意（９） 先ほどのですね、１６番委員と同様の意見でございますけれども、市政クラブとしてもですね、この陳情に対しましては、反対の立場で意見を上げさせていただきます。時間額、１，０００円以上、日額、７，５００円、月額、１６万円以上ということで、ワーキングプアと言うお話もありましたけども、実際、この金額まで引き上げることによって、それが是正されるという根拠は全くないというふうに思います。むしろですね、そういった方々に対しては、さまざまな形でのフォローが必要であるというふうに思っておりますので、この根拠のない数字を上げられること自体が、この陳情に対して、反対をする一つであります。それから、公共サービスについてもそうですけども、国のほうの試算もそうですが、やはり公務員さんの給与というのは、まだ民間との隔りがあるという部分がございます。そこにおいて、官製ワーキングプアというような話にまで陥っている状態ではないというふうに認識しておりますので、この意見にも、反対をさせていただきたいと思います。それから、重点項目の中で挙げられていますけども、住民サービスの向上のために、公の部分で自治体職員を正規職員で確保しろということをおっしゃっておりますが、正規職員にする必要性ということよりも、住民サービスの向上のためにいかなる政策を各自治体がとるかということが重要であるというふうに思っておりますので、これに対しても、反対をさせていただきます。以下、さまざま、反対な部分がございますけども、この陳情に対しては、不採択とさせていただきたいと思えます。

委員長 ほかに。

意見なし

委員長 ほかに意見もないようですので、陳情第２号についての意見を終了いたします。以上で、付託された案件の質疑及び意見は終了いたしました。なお、

本委員会においては、自由討議を実施する案件は、ありません。これより採決をいたします。

《採 決》

(1) 議案第36号 高浜市職員の給与に関する条例の一部改正について

挙手多数により原案可決

(2) 議案第37号 平成25年度高浜市一般会計補正予算（第1回）

挙手全員により原案可決

(3) 陳情第2号 最低賃金の引き上げなど働く者の権利を守り、公務・公共サービスの充実、憲法擁護・核兵器のない世界を求める陳情

挙手少数により不採択

委員長 次に、閉会中の継続調査申出事件について、お諮りいたします。一つ、介護事業について、一つ、子供の在宅医療について、一つ、成年後見事業について、一つ、権利擁護事業について、以上4件を、閉会中の継続調査申出事件として、決定いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認めます。よって、そのように決定いたしました。以上をもって、当委員会に付託となりました、全案件の審査を終了いたします。お諮りいたします。審査結果の報告の案文は、正副委員長に御一任願ってよろしいでしょうか。

「異議なし。」と発声するものあり。

委員長 異議なしと認め、正副委員長に一任させていただきます。

市長挨拶

委員長挨拶

閉会 午前10時25分

福祉文教委員会委員長

福祉文教委員会副委員長